月例研究会（2023年1月25日）

ナチ体制初期の国有企業の再編と再私有化

――合同製鋼の事例

伊東　林蔵

本報告では，ヴァイマール体制末期の大恐慌最中に破産の危機に瀕し国有化されたドイツ最大の鉄鋼企業合同製鋼（Vereinigte Stahlwerke AG.）が，ナチ体制初期の政府管理下でどのように再編され再私有化に至ったのかを考察することを通じて，ヴァイマール体制からナチ体制への転換期におけるドイツ大企業体制変容の実態を抽出しようと試みた。合同製鋼の再建の目的は，1926年の合同製鋼の設立に際してその資産を持ち寄ることで持株会社となったゲルゼンキルヒェン鉱業やテュッセンといった設立会社を中心とする複雑な所有関係と，ヴァイマール期に大株主F・フリックの主導によって形成された非合理的なコンツェルンを整理・統合することにあった。再編計画は，ナチ政権が確立した1933年前半期に始まったが，一貫して強権的な介入を伴うことなくヴァイマール期に任命された国有ハーディ銀行取締役H・v・フロトウが，F・テュッセン，A・フェーグラーといった合同製鋼の重役と交渉し，コンツェルンの所有・財務・事業部門の再編と再私有化までの道筋を決定していった。

最終的に決定した再編案は，合同製鋼コンツェルンの合併と独立事業会社化（Verselbständigung），すなわち合同製鋼内部の諸工場や子会社の事業会社（Betriebsgesellschaft）への懸濁（Homogenization）・再編・独立化であった。それは親会社合同製鋼が事業会社の全資産を所有し，その全資産を事業会社に委託した上で，事業会社が操業するという，事業部制とコンツェルンの折衷ともいえる方式であった。このような方式が採用された背景は，コンツェルンを単一の製造企業へと統合する案が，将来的な不採算部門の売却が困難となる他，事業部に裁量権と責任を持たせにくいという理由で却下され，他方で合同製鋼を純粋な持ち株会社とし事業会社を子会社化する案が，アメリカの社債権者により拒否された他，多大な企業設立税が課されるためであった。独立事業会社化はそれらの懸案の回避策を積み重ねた末の産物であった。

本報告では，これまでの研究史では扱われなかったものとして，フリックがヴァイマール期に合同製鋼コンツェルンに編入したガス精製会社や鉱山の債務償還問題と国有ドレスデン銀行の仲介を取り上げ，国有化後もフリックが合同製鋼の再編に関与していることを確認した。さらに設立親会社の諸工場が独立事業会社化によってどのように事業会社に再編されたかに注目し，ヴァイマール期に産業合理化の遂行を妨げたテュッセン，フリックら持株会社の利害が払拭されたのか否かを考察したが，再編後も形態を変えながら19世紀末以来の諸工場が事業会社として温存されていることが明らかとなった。

今回は個別の事業会社の実態について掘り下げることが出来なかった他，再編から再私有化に至る一貫したプロセスの総体の中に，上に挙げた具体的な事例がどのように位置づけられるのか整理が及ばなかった。報告の延長もあり，貴重な機会に参加者からのご意見を頂くことが出来なかった。事業会社の史料蒐集と分析とともに，全体像のまとめを今後の課題としたい。

（いとう・りんぞう　法政大学大原社会問題所兼任研究員）